

I 発掘調査に至る経緯

大井町には、現在40ヶ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されているが、首都圏30kmという地理的好条件下にある当町では都市化の波は急激に押し寄せ、人口流入には、いちじるしいものがあり、宅地造成等を目的とする開発は盛んに行なわれ、埋蔵文化財は蚕食的な危機におちいつているのが現状である。

大井町教育委員会では、これらわたしたちの発展過程を科学的に立証してくれる貴重な埋蔵文化財が、開発によって破壊される前に、記録保存して未来永劫残し埋蔵文化財の保護につとめると同時に、地域住民の学習の供に資するため、埋蔵文化財の発掘調査を行なってきた。

また、現在、本町では、一昨年に決められた基本構想及び住民参加・職員参加によって策定をすすめている基本計画により、将来の町づくりを計画的に実施しているが、その中で、埋蔵文化財の保護をうたい、開発、特に中小の開発行為によって破壊される埋蔵文化財を事前調査の指導をつよめ保護・保存し発掘調査の推進の方向を示している。

このように、都市化の進む本町にあって、開発と埋蔵文化財の保護の問題がクローズアップされ、現代をみつめる証しとしての埋蔵文化財を含む文化財全般に対する地域住民の認識も変化しつつあり、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査も、庁内の関係各課との連絡調整をとり合い、ようやく軌道にのりはじめたところである。しかし、無秩序なミニ開発が進行すれば、歴史的にみても、様々な都市問題が起きているように、今後、もとめられてくるのは計画的な開発と総合的な発掘調査であろう。

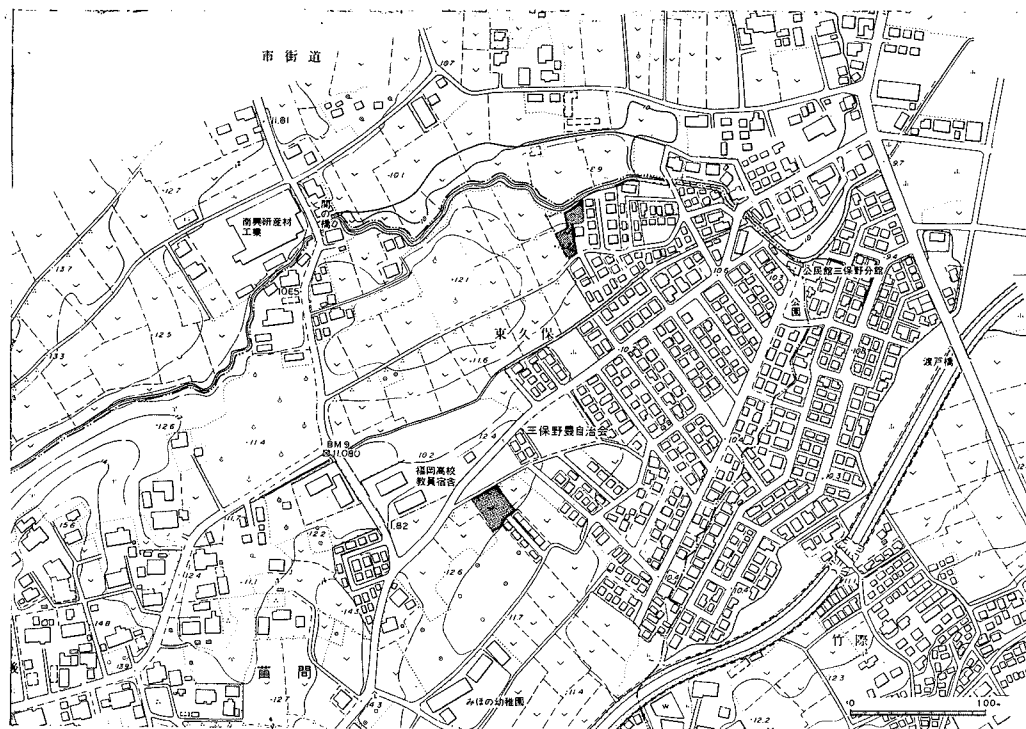
この調査報告書は、昭和54年度に実施された小規模開発のうち、埋蔵文化財包蔵地に該当し、埋蔵文化財に影響を及ぼすと認められる開発に先立って、大井町教育委員会が、発掘調査の主体者として調査を実施した報告書である。

遺跡名、遺跡所在地、原因者名、調査面積及び期間は下表の通りである。

	遺 跡 名	所 在 地	原因者	面 積	調 査 期 間
1	苗間東久保遺跡第1地点	大井町大字苗間字東久保 579 2～8	大木敏彰 益子碩子 山本 繁	605 m ²	4/3～4/21
2	西ノ原遺跡 第4地点	" 苗間字西ノ原 125-1	古堅宗昭	668 m ²	7/2～7/9
3	苗間東久保遺跡第2地点	" 苗間字東久保 642-6 ～10	森田 實	530 m ²	9/4～9/10 10/30～11/8
4	亀居遺跡 第3地点	" 鶴ヶ岡 161 - 1	大築健男	750 m ²	11/12～12/10

Ⅲ 苗間東久保遺跡第1・2地点

1. 苗間東久保遺跡第1地点



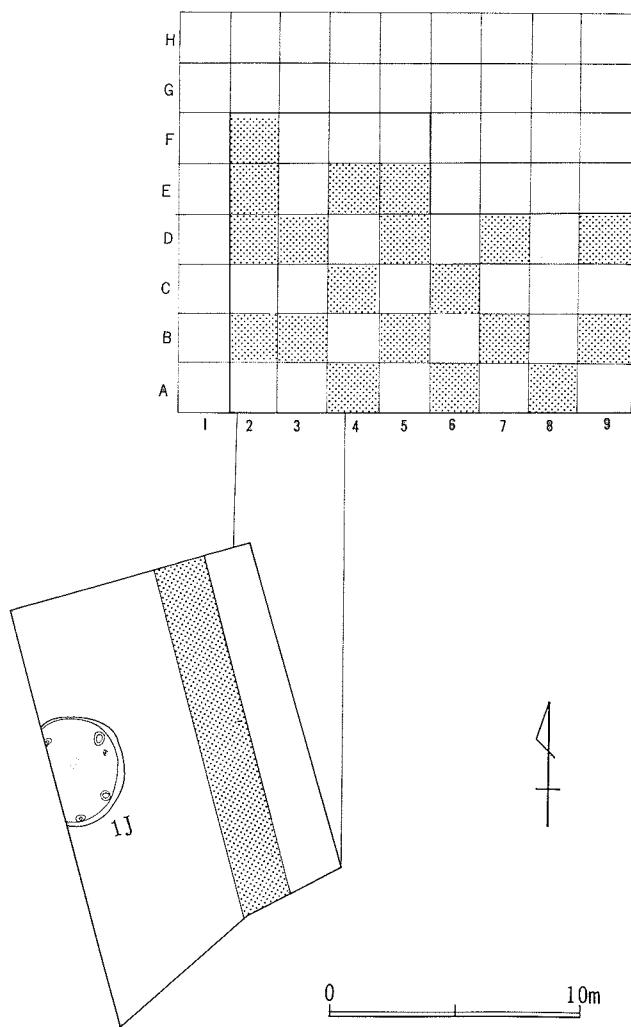
第2図 地形と調査区(1/5000)

(1) 遺跡の概観と経過

苗間東久保遺跡は、大井町の最東端の遺跡で、北は富士見市境を流れる小河川によって開析された沖積地を臨み、南には東京の箱根ヶ崎から流れている砂川堀をひかえている。また遺跡の中央部をほぼ東西に、遺跡地の西約80mより湧き出た清水が流れている。水に恵まれ、墳丘のようにこもりした景観をたもっている。標高は10~14mと比較的低く、調査地の標高は北側で13.4mで南側は12m、南向きの斜面上に位置している。斜面のわりには、表土からローム面までは浅く、根菜類による攪乱がいちじるしかった。

発掘調査は、2×2mのグリッドを設定し、市松模様に掘り進めた。その結果、調査区の中央部から、北側にかけて縄文時代の土壌14基、炉穴10基を確認した。また調査区包含層からは縄文時代早期~中期、弥生時代の土器片も確認したが、調査区が斜面上のため北側からの流れ込みと思われる。現在、北側は2本の道路が走って調査区より約1~1.5m低い数十年前までは、調査区より北の延長の傾斜が、遺跡中央部の湧水のところまで続き崖を形成していたという。確認された土壌・炉穴群を使用した人々の住居址は削平された現在の道路部分にあったと思われる。

2, 苗間・東久保遺跡第2地点



第15図 遺構分布図(1/300)

礫を含み粘土質の腐植土層で黒褐色を呈し、4層と5層間には、樹木の幹を含んでいる。

発掘調査は、A・B地区に分け、A地区を2×2mのグリッドを設定し、市松模様により掘り始めた。

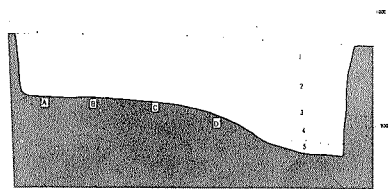
その結果、遺構・遺物とも確認されなかった。南側のB地区は2m幅のトレンチを5本設置し掘り始めた。

その結果、縄文時代の住居址一軒を確認したが、西半分は調査対象外にかかっており、しかも、午莠栽培による深耕によって遺存状態は悪く、住居址で総遺物点数67点を出土しただけで、包含層からの出土はほとんど皆無に等しかった。

(1) 遺跡の概観と経過

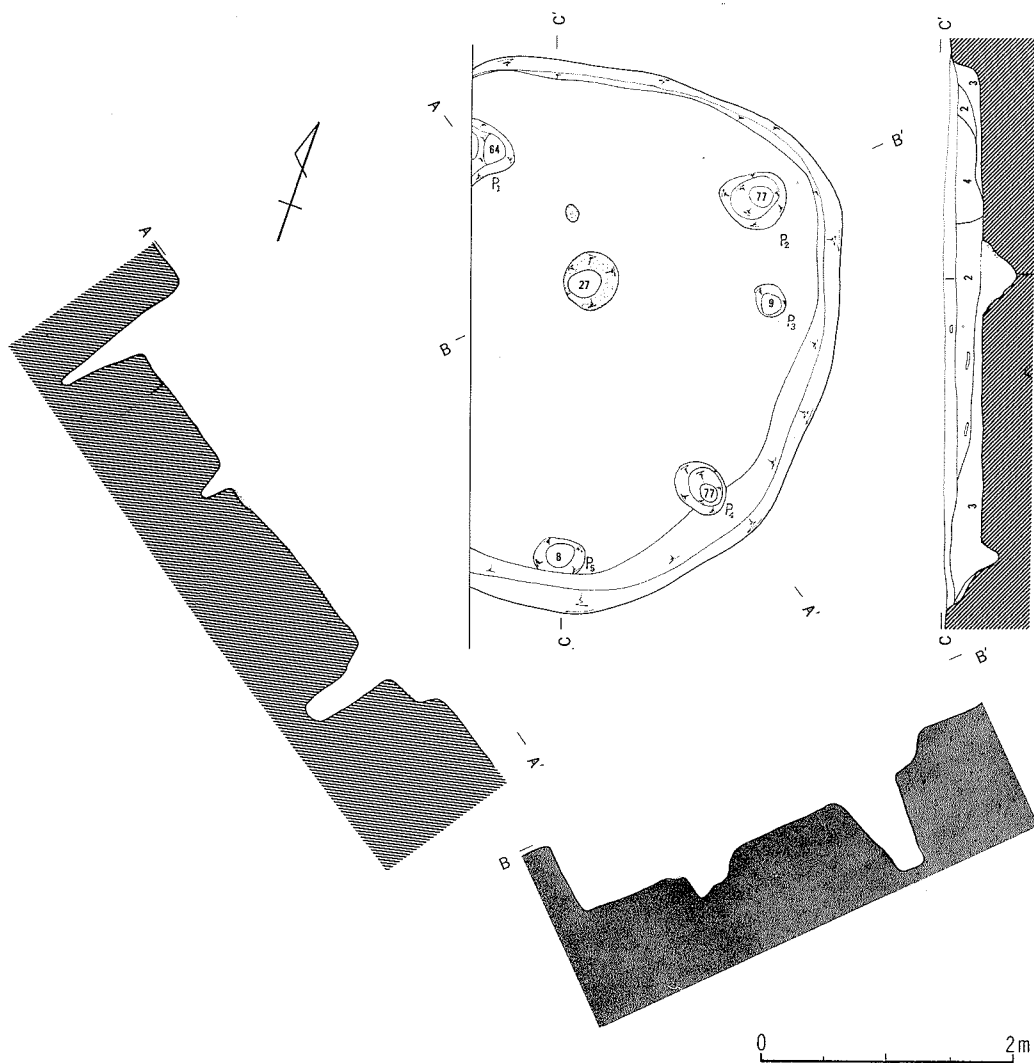
第1地点の北東約140mに位置し、調査区の北には隣接して湧水による小さな流れが東走する。

調査区は、この小河川によって開析された北斜面に位置する。標高は9~10mを測る。現在の水辺より10m調査区寄りまでは、沖積地で第16図にみられるようにローム面の変化をみることができる。Aはロームが酸化し赤褐色を呈し硬化している。Bは1よりもハードだが、色調は赤味をおびてない。Cはふつうのローム色ではなく、白っぽい粘土状になっている。Dはほとんど粘土に近似した薄い赤色で川に向かって約30°くらいの傾斜でおちこんでいっている。また土層の堆積状態はレンズ状をなし、1層は耕作土、2層は茶褐色土、3層は粘性が強い黒褐色土、4層は有機質を含み粘土にほぼ近似した層で、腐植土特有の臭いを発する。5層は砂、小



第16図 E・F-3 土層断面図(1/60)

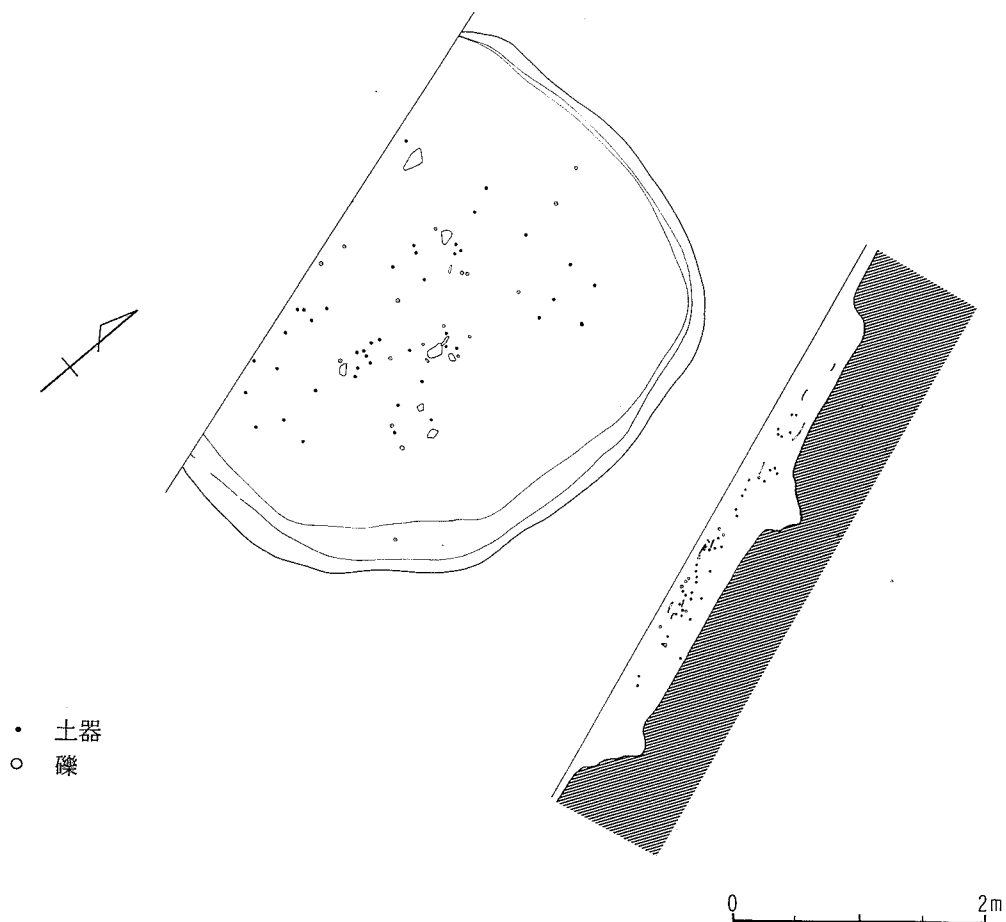
(2) 遺構・遺物



第17図 1号住居址(1/60)

1号住居址(第17図)

確認された遺構は、調査区B地区の西側に検出された縄文時代の住居址1軒のみである。住居址の西半部は、調査対象外で全体のプランを確認できなかったが、ほぼ円形の平面形をもつものと思われる。径440cmで長軸方位は北一南。壁高は20cm前後で、軟質ロームを壁にもち、南側はなだらかに立ちあがるが、北側は、ほぼ垂直に近い。床面は全体に安定しているが、午蒔栽培によるトレンチャーによる攪乱がほぼ南北に4本はいりこんで床面を破壊されている。確認された柱穴は5本であるが、P₃とP₅は極端に浅く、柱穴とみなしてよいか疑問である。他の3本は深さも均一で、安定し、主軸方向に2本対になるとと思われる。炉は住居址の中央よりやや北側に位置し、径45×40cm、深さ27cmの円形の掘り込みをもっている。焼土がこの掘り込みのたちあがりの肩部双方に薄く



第18図 1号住居址遺物分布図

遺存し、炉焼の焼けロームも確認できたが、この炉の中央部分を、幅約15cmのトレンチャーが南北に走り、この炉を大破している。覆土は5層に区分され、全体としてよくしまっている。1層は、しまりがありローム粒を含む褐色土。2層は茶褐色土で、土器・小礫を含みしまりがありレンズ状に堆積している。3層はローム粒を含む茶褐色土。4層は焼土粒を含む褐色土。立ちあがりには、黄褐色を呈した側壁の流れこみがみられる。

遺物量は比較的少なく、土器は覆土中央部に小破片が遺存し、他時期の破片はあまり混入しないが、土器片間でも接合例が少ない。石器は、わずかに2点出土しただけで、1点は床面直上から、もう1点は覆土中央部からである。やはりトレンチャーによる攪乱が4本はいりこんでいるせいか遺物の遺存状態はよくない。しかも表採の段階では、数点の土器しか検出されず、発掘調査により、1住居址を確認したわりには遺物の全体量は少ないといえよう。

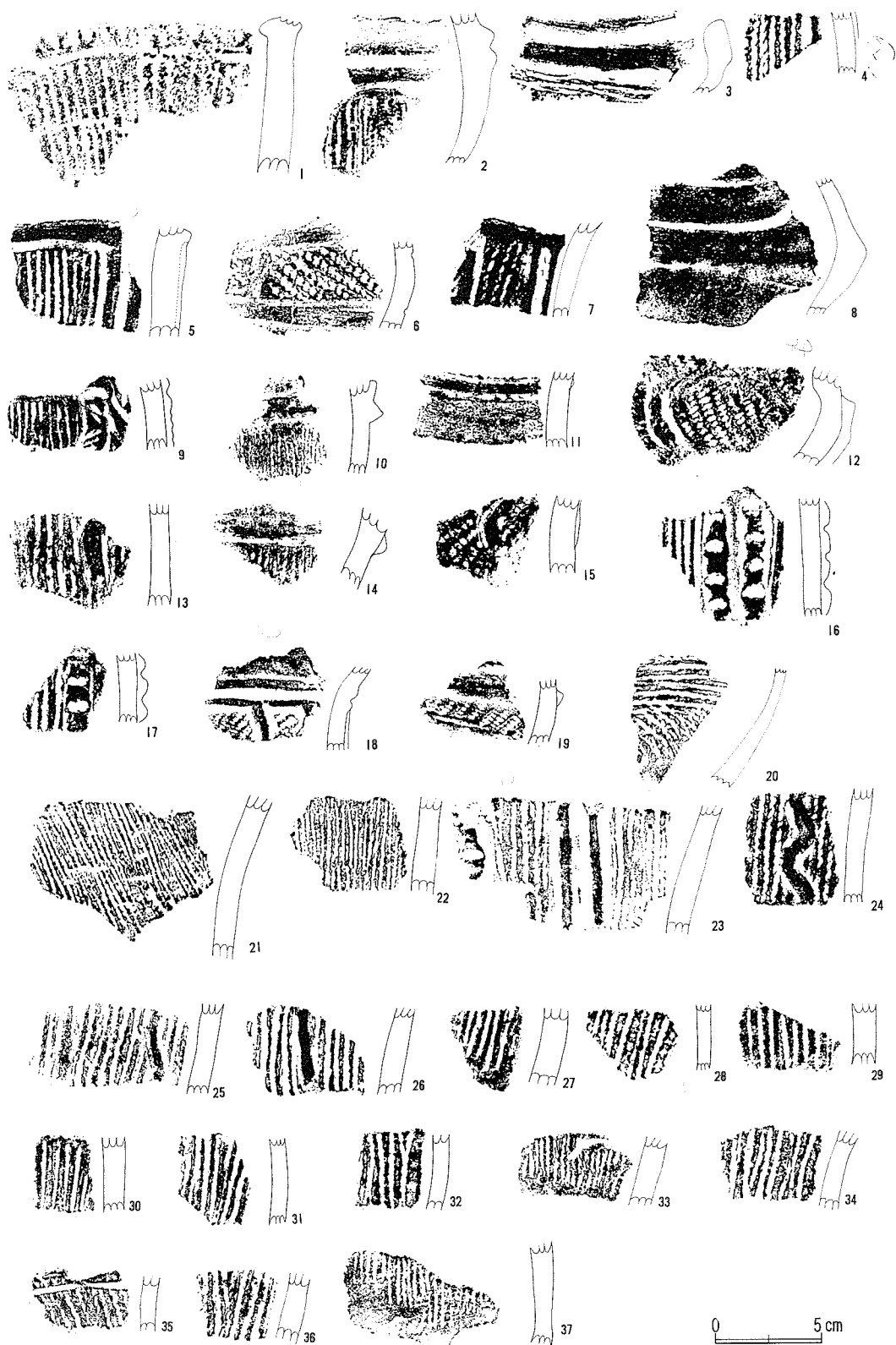
1号住居址出土土器(第19.20図)

1は隆帯に点列状の圧痕がありその下方に沈線が横位に、更にその下に縦位の条線のあるもので、胎土は粗く砂粒が多く褐色を呈している。2はキャリパー形の口縁部の土器で、口唇部が欠けている。口縁部は肥厚し、沈線が横位に深く刻まれ、その下方を沈線による楕円の区画文が描かれ、区画内は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸文が縦位に回転押捺されている加曾利EⅡの土器である。3はキャリパー形の口縁部で口唇部は内反し、外面に磨消の沈線が横位にめぐりこれと平行して紐帯が貼付されておりその下方にまた横位に、 $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸が施されている。4は地文に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸を施文し、縦位の紐帯がある。5は2条の磨消沈線による区画文とその内部に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸の施文がされている。加曾利EⅡの胴部片である。6は地文に $L \left\{ \begin{smallmatrix} R \\ R \end{smallmatrix} \right\}$ の縄を回転押捺し磨消沈線による懸垂文の下位である。7は磨消の隆帯と沈線によって区画され、区画内に太い $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸が回転押捺されている。8は無文で紐帯が2本横位につけ整形したキャリパー形の口縁部片で口唇部は欠損している。9は刻みのある隆帯の区画文内に条線を縦位に施した胴部片である。10はキャリパー形の口縁部で紐帯の下方は、 $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸を回転押捺したものである。11はキャリパー型の頸部で、外面は横撫でに磨き整形をし、紐帯が横位に施されている。12はキャリパー型土器の口縁部で口唇部を欠く。2本の紐帯による区画文と、その区画内に単節の $L \left\{ \begin{smallmatrix} R \\ R \end{smallmatrix} \right\}$ の縄で施文したもので、加曾利EⅡである。13は、地文に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸を施文し、磨消の紐帯の懸垂がある。23と同一個体である。14はキャリパー型の口縁部で、口唇を欠き、外面に肥厚し、横位に紐帯がはしる。その下方に、縦位の縄文が施されている。15は地文に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄と隆帯によって構成された文様である。16は縦位の条線と二本の点列圧痕のある紐帯によって構成されたものである。17も同一個体のものである。18はキャリパー型の頸部で磨消の沈線と紐帯によって区画され、その内部に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄の施文が施されている。19はキャリパー型土器片で横位にはしる隆帯と $L \left\{ \begin{smallmatrix} R \\ R \end{smallmatrix} \right\}$ の縄文を施したものである。20は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ のゆるい撚りの縄文原体を横位に施し、ついで斜位に施した口縁部にちかいキャリパー型土器である。21は鉢型土器の頸部で $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸を縦位に回転押捺したものである。22は21と同一個体である。23は13と同一個体であり、隆帯の懸垂が二本とも明らかに認められる。24は胴部で $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸を地文とし、蛇行する紐帯が縦位するものである。25は胴部で地文に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の撚糸を施文し、紐帯の懸垂文を配したものである。26は25と同一個体である。27~32は縦位の条線である。33は $L \left\{ \begin{smallmatrix} R \\ R \end{smallmatrix} \right\}$ の縄文で、34は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄文である。35は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の地文に横位の沈線を施した胴部片である。36は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄文である。37は33と同一個体で底部である。施文は $L \left\{ \begin{smallmatrix} R \\ R \end{smallmatrix} \right\}$ の縄を回転押捺したものである。38は磨消沈線の懸垂文の両側に縄文が配され、これも磨消されている。39は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ であり、40はキャリパー型の頸部で、横位の紐帯下に $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄文が施されている。41は $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄文を回転押捺したものである。42は底部にちかいもので、二本の紐帯の区画文と縄文が配されたものである。43は底部たち上がり部分で、縦位の条線がある。44は底部片で $R \left\{ \begin{smallmatrix} L \\ L \end{smallmatrix} \right\}$ の縄の施文である。45は底部で無文である。

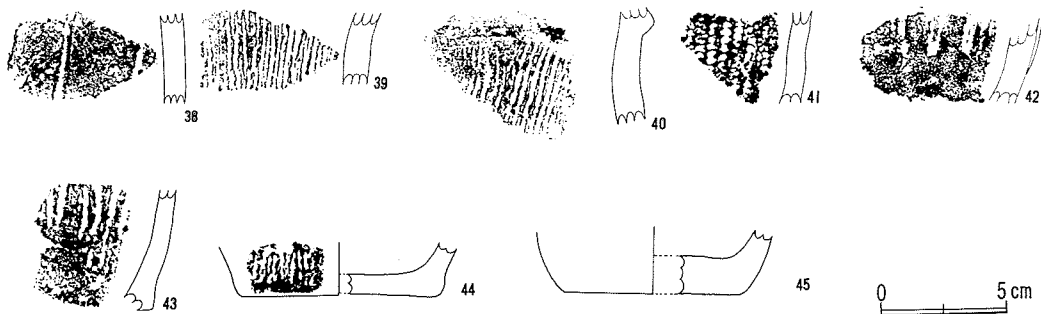
以上の出土土器からみて、本住居址は加曾利EⅡの時期とみるのが妥当であろう。

縄文の施文原体はどのようなものを使用したものであろうか、その材料はおそらく麻などの繊維を使用したものであろう。

先づこの二条の繊維束を各々左撚り(L)にし、更にこの二条をあわせて右撚り(R)にすることによ



第19图 1号住居址出土土器1 (1/3)



第20図 1号住居址出土土器2(1/3)

って普通の縄、即ち正撚りとなるので、撚りが解けにくく、しかも最も作りやすい撚紐ができる。これとまた全く反対の場合もありうるが、この遺跡の土器の場合は前者が全く多くみられる。

土器にこの縄文原体を回転させて、外面に斜めに条痕が認められるのは、土器に対して直角に近く横に回転押捺したものである。縦にある縄文の圧痕は、斜めに縄文原体を回転押捺したものである。

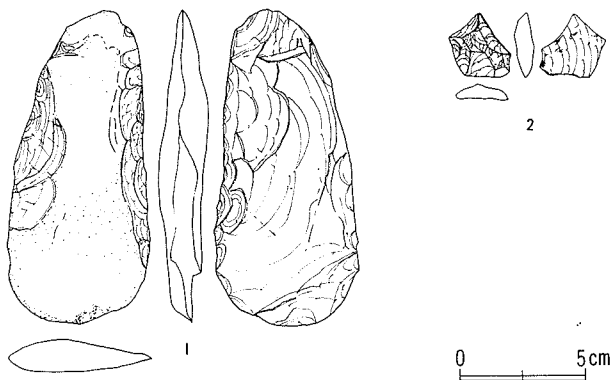
これらの他に条線や隆帯紐帯の文様帯はどのようにしたのであろうか。

条線は櫛やささらによって描いたものであり、竹状工具を半載して、粘土紐を貼りつけた上に刻み目をいれるいわゆる半載竹管の点列圧痕がみられる。

また隆帯文は土器外面に半載竹管で半載部を直接土器にあてて横位・縦位に引いて描いたものもある。

1号住居址出土石器(第21図)

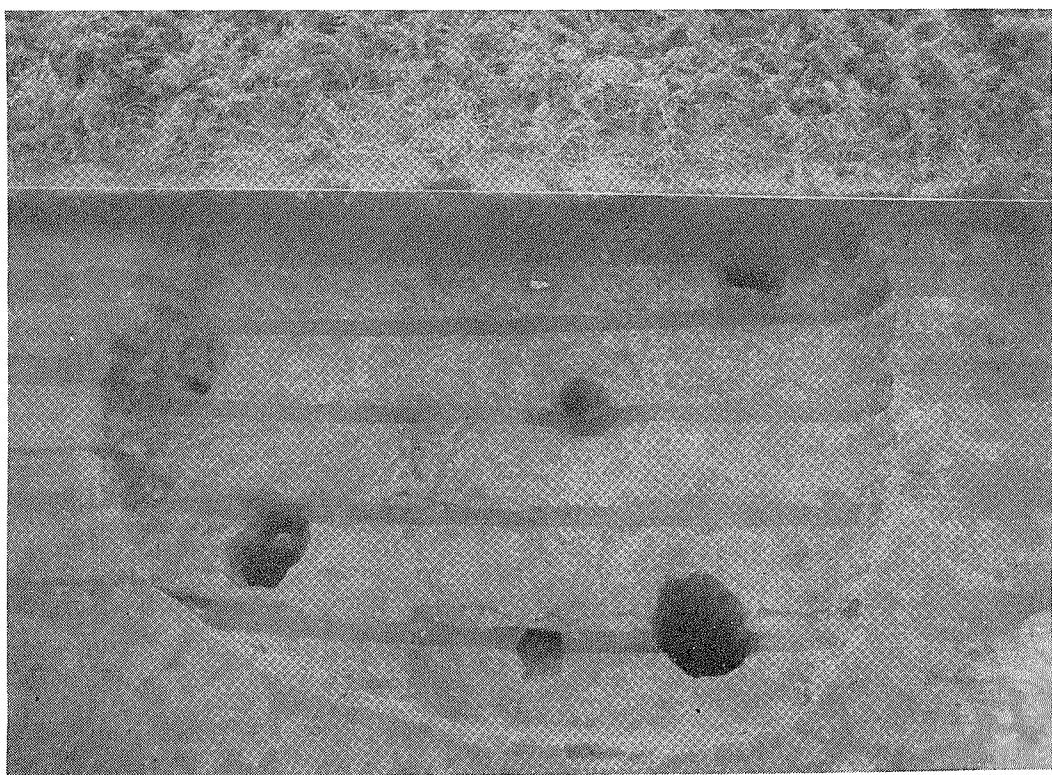
1号住居址からの出土石器はわずか2点である。1は打製石斧。表面に礫面を多く残し、裏面に1次面を多く残す。両側縁及び刃部に調整加工を施してある。砂岩。2は二次調整加工のある黒耀石の石器で主要剥離面から細かい調整を加えている。



第21図 1号住居址出土石器(1/3)



1. 調査区遠景



2. 1号住居址

図版 4 苗間東久保遺跡第2地点遺物

